

## 長期履修学生に関するQ &amp; A

## 1. 対象及び資格

Q 1 志願の資格にある最終年次について教えてください。

A 1 在學生は、最終年次には長期履修に志願できません。

最終年次とは、学士課程は4年次、博士前期課程及び専門職学位課程は2年次、博士後期課程は3年次をいいます。

休学した場合でも年次は進行します。このため、休学期間を終え復学した時点で最終年次となる場合、復学後に長期履修を志願することはできませんので、注意してください。

(学士課程)

1年次	2年次	3年次	4年次
在学	在学	休学	在学

× 志願不可

(博士前期課程・専門職学位課程)

1年次	2年次
休学	在学

× 志願不可

(博士後期課程)

1年次	2年次	3年次
在学	休学	在学

× 志願不可

## 2. 授業料

Q 2 長期履修学生の授業料について教えてください。

A 2 長期履修が認められ計画どおり卒業・修了する場合、授業料の総額は同額ですが、1年間の授業料は通常の授業料と比べて少なくなります。

一方で、長期履修を止めて当初の履修計画を繰り上げて卒業・修了する場合、長期履修を止めて退学をする場合、通常の授業料との差額を支払うこととなり、長期履修をしなかった場合と比べて1年間の授業料は多くなります。

授業料の額に影響しますので、履修計画、履修期間等は慎重に検討してください。

なお、長期履修期間を超えて在籍する場合、授業料は通常の額となります。

(学士課程における通常の授業料)

1年次	2年次	3年次	4年次	計
535,800円	535,800円	535,800円	535,800円	2,143,200円

(学士課程における長期履修期間6年の授業料)

1年次	2年次	3年次	4年次			計
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	
357,200円	357,200円	357,200円	357,200円	357,200円	357,200円	2,143,200円

(学士課程において長期履修期間6年を4年に繰り上げて卒業する場合の授業料)

1年次	2年次	3年次	4年次	計
357,200円	357,200円	357,200円	1,071,600円	2,143,200円

Q3 長期履修学生が授業料免除の申請をすることはできますか。

A3 できます。申請して認められれば、長期履修期間の授業料の全額又は一部が免除となります。

高等教育の修学支援新制度による授業料減免を利用する学部生の場合、4年間を超える期間は減免の対象とはなりません。[\(こちらのリンク先も参照してください。\)](#)

なお、本学が独自に実施する授業料免除を利用する方は、長期履修が許可された期間中はすべて免除を申請することができます。ただし、学部生では自然災害により被災された等の特別な事情がある場合に限られます。[\(こちらのリンク先も参照してください。\)](#)

(例) 高等教育の修学支援新制度を利用する学部生 (長期履修期間6年)

1年次	2年次	3年次	4年次			計
1年目授業料	2年目授業料	3年目授業料	4年目授業料	5年目授業料	6年目授業料	
357,200円	357,200円	357,200円	357,200円	357,200円	357,200円	2,143,200円

← 対象外 →

### 3. 志願手続き

Q4 長期履修を希望する場合の手続きを教えてください。

A4 長期履修は、職業を有する、育児又は介護中である、心身の機能の障がいがある等、多様な学生に対して、審査のうえ、標準的な修業年限を延長して教育課程を卒業・修了する制度です。

申請書類は、長期履修学生志願書、理由書に加えて、職業を有している方は在職が証明・確認できる書類、障がいを理由とする方は医師の診断書又は身体障害者手帳等となります。

それぞれ異なる事情や履修する教育課程を勘案し、適切な履修計画を作成する必要があります。このため、長期履修を志願する際には、事前に相談してください。

障がいを理由に長期履修を希望する場合、事前に障がい学生支援室に相談してください。障がい学生支援室では、障がいの状況と修学上の困難さ、支援ニーズ等を把握し、長期履修の申請に関する助言と指導を行います。

その他の事情(障がい以外)により長期履修を希望する場合、指導教員や在籍する学部・研究科の担当窓口等に相談してください。

入学予定者は入学手続期間中に、在学学生は2月末日まで(4月入学者)又は8月末日まで(10月入学者)に手続きを行ってください。いずれにしましても、余裕を持って相談してください。

#### 4. 休学

Q 5 長期履修期間中に休学はできますか。

A 5 長期履修を認められた事情に変更があった場合又は傷病等により修学が困難になった場合に限り休学することができます。

休学は3月～1年以内の月単位で取得することが可能ですが、原則として長期履修学生は年単位の休学となりますので、注意してください。

長期履修を認められた事情に変更があった場合に休学する場合、長期履修期間の変更が認められる場合がありますので、指導教員や在籍する学部・研究科の担当窓口等に事前に相談いただくとともに、長期履修期間の変更も併せて検討してください。